

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2968号)

令和4年12月1日

横 情 審 答 申 第 2968 号

令 和 4 年 12 月 1 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和2年7月31日健こ第764号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「精神福祉法第45条に基づく照会についての回答」の個人情報一部開示
決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「精神福祉法第45条に基づく照会についての回答」の保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和2年7月1日付で行った「精神福祉法45条に基づく照会についての回答」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件保有個人情報のうち、回答についての問合せ先は、日本年金機構中央年金センターに確認したところ、一般的な問合せ等に対応している所管の年金事務所の連絡先とは異なり、限られた官公署等との連絡に使用されているため、その所在地、電話番号及び担当部署を非公表とする前提で回答しているとの説明があった。そのため、回答についての問合せ先の所在地、電話番号及び担当部署（以下「所在地等」という。）を公表することで、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等に該当する日本年金機構が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- (2) また、非公表であることを前提として提供された情報が開示されると、横浜市においても、日本年金機構との信頼が損なわれ、精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付申請時に提出された書類の内容を確認するために必要な情報が得られなくなるなど、手帳の交付に係る事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本条本号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のよ

うに要約される。

- (1) 本件保有個人情報を出した機関の所在地等は、国の機関であり、ある特定の個人を特定するものではないので一部非開示処分は不当である。
- (2) 国の機関の所在地等は特定の個人や、一部特別な任に付されている組織（国防に関する等）に該当するものではなく、むやみに非開示とするべきではない。

5 審査会の判断

(1) 手帳に係る事務について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）では、精神疾患を有する者のうち、精神障害（発達障害・てんかんを含み、知的障害を除く。）のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者に対し、手帳を交付することとされている。

横浜市では、手帳の交付に係る事務については、交付申請の受付及び手帳の交付を各区福祉保健センター高齢・障害支援課（郵送申請の受付は、横浜市健康福祉局精神通院医療・手帳事務処理センター）で行い、障害等級判定業務並びに手帳の交付の決定及び作成を健康福祉局障害福祉保健部こころの健康相談センターで行っている。

手帳の交付申請の際には、申請者は、精神障害者保健福祉手帳申請書、手帳の交付を受ける本人の写真及び精神障害者保健福祉手帳用診断書又は精神障害を支給事由とする国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金若しくは特別障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に基づく特別障害給付金等の給付を現に受けていることを証する書類（年金証書、年金振込通知書、特別障害給付金受給資格者証等の写し）を提出することとなっている。

(2) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、審査請求人が特定年月日に手帳の交付申請のために提出した、精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを証する書類の内容について、実施機関が日本年金機構中央年金センターへ照会した際の回答文書である。そして、本件保有個人情報には、回答への問合せ先として、当該回答文書を出した日本年金機構中央年金センターの所在地等が記載されているほか、申請者の氏名、住所、生年月日、年金証書の記号番号、支給事由、障害等級等が記載されている。

実施機関は、回答についての問合せ先の所在地等を条例第22条第7号に該当す

るとして非開示としている。

イ そして、本件審査請求において、審査請求人は、本件保有個人情報を発出した機関の所在地等について開示するよう求めているため、当審査会では回答についての問合せ先の所在地等の非開示事由該当性について判断する。

(3) 条例第22条第7号該当性について

ア 条例第22条第7号柱書では、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 本件処分では、実施機関は、本件保有個人情報のうち、回答についての問合せ先の所在地等は、限られた官公署等との連絡に使用されているため、非公表とする前提で回答されており、公表することで日本年金機構が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある等と主張しているので、以下検討する。

ウ 年金業務については、一般市民の関心が高く、日々多くの一般市民からの問合せがあつて、年金業務に関する各問合せ窓口も整備されている。

一方、本件では、回答についての問合せ先の所在地等は、一般市民からの問合せ先として設けられているものではなく、限られた官公署等との連絡に使用されていることからすれば、開示により、一般市民からの問合せの架電、来訪及び書類送付等がなされると、日本年金機構が人員や労力を割くことを余儀なくされる等して、本件のような地方公共団体からの照会に対する回答等を含む事務又は事業の遂行が遅延する蓋然性がある。

したがって、「支障」の程度は実質的なものであるし、「おそれ」の程度も法的保護に値する蓋然性が認められる。

よって、回答についての問合せ先の所在地等は、本号柱書に該当する。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を条例第22条第7号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2 年 7 月 31 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 2 年 8 月 20 日 (第260回第三部会) 令和 2 年 8 月 25 日 (第340回第一部会) 令和 2 年 8 月 26 日 (第382回第二部会)	・ 諮問の報告
令和 4 年 7 月 14 日 (第 9 回第四部会)	・ 審議
令和 4 年 9 月 1 日 (第11回第四部会)	・ 審議
令和 4 年 10 月 6 日 (第12回第四部会)	・ 審議